○九州地方整備局告示第十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日　九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	福岡市博多区千代五丁目九番一まで	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所
三号及び三百二十五号	久留米市国分町字屋敷一九四四番一九から同市国分町字井牟田一九五三番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
三号	出水市境町二二六七番一地内	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所
〃	鹿児島市皆与志町一八一二番一五から同市皆与志町一八一〇番一〇	〃
十号	中津市大字伊藤田字踊迫二〇五二番一から同市大字野依字尾尻一一二六番一まで	九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所
〃	佐伯市弥生大字江良字石原九三七番三から同市弥生大字江良字石原九三六番一まで	九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所
十号及び五百四号	霧島市国分下井字名越川一八八四番一から同市国分下井字中川一七九〇番二まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所
十号	霧島市国分湊字西塩入一三〇五番五から同市国分広瀬四丁目一四五七番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
三十四号	長崎県東彼杵郡東彼杵町坂本郷字俵坂東二三一一番一一から同町坂本郷字俵坂西二一一九番三まで	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所
〃	長崎市松原町二四八〇番三から同市松原町二五三二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
二百二号	糸島市二丈福井字前田二二六六番八から同市二丈福井字前田二二六六番一二まで	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所
〃	糸島市二丈福井字新田二四四七番三から同市二丈福井字江頭二七七七番二まで	〃
二百五号	長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷字蔵本一八一四番一から同町彼杵宿郷字江頭七〇六番四まで	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所
二百二十号	鹿児島県曽於郡大崎町永吉字中段八二一四番一から同町永吉字中段八二四四番二〇まで	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年二月二十六日

○九州地方整備局告示第十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日　九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百十号	久留米市田主丸町常磐字正ノ前二三七番二から同市田主丸町船越字一ノ上五四六番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年二月二十七日

○北海道開発局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日　北海道開発局長　関　克己

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道古宇郡神恵内村大字珊内村字フレベツ一二一番地先内	前	三三・〇〇～四〇・〇〇メートル　二四・六〇～四〇・〇〇キロメートル
	後	〇・〇三四～〇・〇三四

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日　北海道開発局長　関　克己

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十九号	北海道古宇郡神恵内村大字珊内村字フレベツ一二一番地先内	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
	北海道紋別郡興部町字北興六〇九番一地先から同町字宇津八四七番三まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成二十二年二月二十六日

官庁報告

官庁事項

北陸地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成22年2月26日

北陸地方整備局長　前川　秀和

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道8号	新潟県糸魚川市大字能生字新町7098番4から新潟県糸魚川市大字外波字長浜860番1まで

2　指定する期日　平成22年4月1日

3　通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。